

# 徳島県報

## 目次

※は、県例規集掲載

### 条 例

ページ

○徳島県国民保護対策本部及び徳島県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例 （企画課・二二）	七
○職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 （人事課・三三）	八
○※知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例 （同・四四）	一〇
○※特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 （同・五五）	一一
○※徳島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例 （同・六六）	一二
○※職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 （同・七七）	一三
○※徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 （同・八八）	一五
○※地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 （同・九九）	二五
○※徳島県公営企業の設置等に関する条例及び徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例 （財政課・一〇〇）	二九
○※徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（同・一一一）	三〇
○※徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （文化国際課・一一二）	三三

○※徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（市町村課・一三三）	三三
○※徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例 （保健福祉政策課・一四四）	三四
○※徳島県感染症診療協議会条例の一部を改正する条例 （健康増進課感染症・疾病対策室・一五五）	四三
○※徳島県結核診療協議会条例を廃止する条例 （同・一六六）	四四
○※徳島県立日和佐老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 （長寿社会課・一七七）	四五
○※徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例 （とくしまブランド戦略課食料安全推進室・一七八）	四六
○※徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例 （県土整備政策課・一九九）	四九
○※徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 （港湾課・二〇〇）	五三
○※徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例 （教育委員会・二一一）	五四
○※徳島県教育関係手数料条例の一部を改正する条例 （同・二二二）	五六
○※学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 （同・二二三）	五七
○※徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 （公安委員会・二二四）	六一
○※刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 （同・二二五）	六三
○※徳島県留置施設視察委員会条例 （同・二二六）	六四
○※徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 （同・二二七）	六五

● 徳島県国民保護対策本部及び徳島県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例（条例第二号）

一 防衛庁設置法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

### 公布された条例等のあらまし

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第三号）       <ul style="list-style-type: none"> <li>一 管理職手当の月額について、平成十九年四月から平成二十年三月までの間、特例を設けることとした。</li> <li>二 この条例は、平成十九年四月一日（一部については、公布の日）から施行することとした。</li> </ul> </li> <li>● 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第四号）       <ul style="list-style-type: none"> <li>一 知事等の給料月額について、平成十九年四月から平成二十年三月までの間、知事にあつては百分の十を、副知事にあつては百分の七を、出納長にあつては百分の五を、常勤の監査委員にあつては百分の二を、企業局長にあつては百分の三を、病院事業管理者にあつては百分の五を減じた額とすることとした。</li> <li>二 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。</li> </ul> </li> <li>● 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第五号）       <ul style="list-style-type: none"> <li>一 特別職の職員の報酬の額について、平成十九年四月から平成二十年三月までの間、百分の二を減じた額とすることとした。</li> <li>二 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。</li> </ul> </li> <li>● 徳島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）       <ul style="list-style-type: none"> <li>一 監査委員の定数は、六人とすることとした。</li> <li>二 この条例は、公布の日から施行することとした。</li> </ul> </li> <li>● 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）       <ul style="list-style-type: none"> <li>一 休息時間を廃止することとした。</li> <li>二 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。</li> </ul> </li> <li>● 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）       <ul style="list-style-type: none"> <li>一 市町村が処理することとなる次に掲げる法令の事務の範囲及びその事務を処理する市町村を定めることとした。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治法</li> <li>2 自然公園法</li> <li>3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律</li> <li>4 農地法</li> <li>5 農業振興地域の整備に関する法律</li> <li>6 国有財産法</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第九号）       <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地方自治法の一部改正に伴う所要の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 徳島県副出納長設置条例は、廃止することとした。</li> <li>2 次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 徳島県職員定数条例</li> <li>(二) 知事等の給与に関する条例</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 公有水面埋立法</li> <li>8 被災市街地復興特別措置法</li> <li>9 徳島県立自然公園条例</li> <li>二 市町村が処理している次に掲げる法令の事務の範囲及びその事務を処理する市町村の範囲を改めることとした。       <ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉法</li> <li>2 中小企業等協同組合法</li> <li>3 中小企業団体の組織に関する法律</li> <li>4 都市計画法</li> </ul> </li> <li>三 次に掲げる法令の事務を処理する市町村の範囲を改めることとした。       <ul style="list-style-type: none"> <li>1 家庭用品品質表示法</li> <li>2 消費生活用製品安全法</li> <li>3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</li> <li>4 墓地、埋葬等に関する法律</li> <li>5 商工会法</li> <li>6 電気用品安全法</li> <li>7 土地改良法</li> <li>8 屋外広告物法</li> <li>9 徳島県屋外広告物条例</li> </ul> </li> <li>四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。</li> <li>五 この条例は、平成十九年四月一日（一部については、公布の日、同月十六日又は公布の日若しくは消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日）から施行することとした。</li> </ul>

(三) 徳島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
 (四) 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(五) 徳島県特別職報酬等審議会設置条例

(六) 徳島県の公務員倫理に関する条例

(七) 徳島県副知事定数条例

(八) 知事等の退職手当に関する条例

(九) 公聴会参加者等の実費弁償支給条例

(十) 職員の旅費に関する条例

(十一) 徳島県行政財産使用料条例

(十二) 徳島県税条例

(十三) 徳島県統計調査条例

(十四) 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例

(十五) 徳島県地方警察職員定員条例

## 二 施行期日

この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、次に定める日から施行することとした。

1 一の二の九 公布の日

2 一の二の(三)及び(四) 公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（地方自治法第二百三十八条の四の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日

## ● 徳島県公営企業の設置等に関する条例及び徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例（条例第十号）

一 工業用水道事業としての大麻工業用水道の廃止に伴い、次の条例について所要の整理を行うこととした。

1 徳島県公営企業の設置等に関する条例

2 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例

二 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

三 この条例の施行の日前に供給した大麻工業用水道の工業用水に係る料金の徴収については、なお従前の例によることとした。

## ● 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）

一 入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正に伴

う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ● 徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第十二号）

一 徳島県郷土文化会館における耐震改修の工事の実施により同会館の会議室の数が減少したことに伴う所要の整理を行うこととした。

二 第五会議室の利用料金の額の基準額を改めることとした。

三 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

## ● 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第十三号）

一 題名を「徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例」に改めることとした。

二 徳島県知事の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、当該候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限り、一定の額の範囲内において、無料で、選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の作成を行うことができることとした。

三 二の適用を受けようとする者は、ビラの作成に関する有償契約を締結し、その旨を徳島県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の定めるところにより、委員会に届け出なければならないこととした。

四 県は、候補者が三の契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（次に掲げる区分に応じて定める金額を超える場合には、当該金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて一定の範囲内のものに限る。）を乗じて得た金額を、当該ビラの作成を業とする者に対し、その請求に基づき支払うこととした。

1 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

2 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十六万五千円と四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額

五 その他所要の改正を行うこととした。

六 この条例は、平成十九年三月二十二日から施行し、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用することとした。

● 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（条例第十四号）

一 総則

- 1 この条例は、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進についての基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、すべての人が暮らしやすい社会を実現することを目的とするものとした。
- 2 ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する基本理念を定めることとした。
- 3 県の責務並びに県民及び事業者の役割を定めることとした。
- 4 県は、市町村が実施する当該市町村の社会的状況に応じたユニバーサルデザインによるまちづくりに協力するものとした。

二 基本指針等

- 1 知事は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する基本的な指針を定めるものとした。
- 2 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策について、県民の意見を聴取するよう努めるものとした。
- 3 県は、県民、事業者及び行政が一体となってユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むため、必要な推進体制を整備するものとした。
- 4 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する意識の高揚及び知識の普及を図るとともに、県民及び事業者の協力を得るための啓発活動を推進するものとした。

三 啓発活動の推進等

- 1 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する意識の高揚及び知識の普及を図るとともに、県民及び事業者の協力を得るための啓発活動を推進するものとした。
- 2 県は、県民及び事業者が、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する理解を深めるため、学習の機会を提供するとともに、教育の充実を図るものとした。
- 3 県は、県民、事業者及び市町村の自主的な取組を促進するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報を提供するものとした。
- 4 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する専門的な知識を有する人材を育成するため、必要な措置を講ずるものとした。

四 生活関連施設の整備

- 1 生活関連施設の設置者等又は生活関連施設の新築等をしようとする者は、当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くよう努めなければならないこととした。
- 2 知事は、生活関連施設の整備を促進するため、整備基準を定めるものとした。
- 3 生活関連施設の新築等をしようとする者は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めなければならないこととした。
- 4 既存の生活関連施設の設置者等は、当該生活関連施設について、整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、整備基準に適合させるよう努めなければならないこととした。
- 5 知事は、生活関連施設が整備基準に適合し、かつ、当該生活関連施設の設置者等が当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くための措置を行っているとき、当該生活関連施設の新築等を利用する者の意見を聴くための措置を行っているとき、当該生活関連施設の新築等の請求により、適合証を交付するものとした。

五 特定生活関連施設の整備

- 1 特定生活関連施設の新築等をしようとする者は、その計画について、あらかじめ、知事に協議しなければならないこととした。
- 2 1の協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、その旨を知事に届け出なければならないこととした。
- 3 知事は、特定生活関連施設の整備のために必要限度において、特定生活関連施設の設置者等に対し、報告を求め、又は当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況について立入調査を行うことができることとした。
- 4 知事は、1の協議を行わないで特定生活関連施設の新築等の工事に着手した者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。
- 5 知事は、4の勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨を公表できることとした。

六 公共車両等の整備等

公共車両等及び公共工作物の所有者等並びに住宅等を供給する者は、その整備等に努めなければならないこととした。

七 特別特定建築物に追加する特定建築物等

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十四条第三項の規定により条例で追加する特定建築物は、学校教育法第一条に

規定する学校（特別支援学校及び幼稚園を除く。）とする」とした。

2 法第十四条第三項の規定により条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、床面積の合計千平方メートルとすることとした。

八 知事は、県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる」とした。

九 その他所要の規定を設けることとした。

十 この条例は、公布の日（一部については、平成十九年十月一日）から施行することとした。

十一 徳島県ひとにやさしいまちづくり条例は、廃止することとした。

十二 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正することとした。

● 徳島県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例（条例第十五号）

一 徳島県感染症診査協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数を改めることとした。

二 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とした。

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行う」とした。

四 その他所要の整理を行う」とした。

五 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、四については、公布の日から施行することとした。

● 徳島県結核診査協議会条例を廃止する条例（条例第十六号）

一 徳島県結核診査協議会条例は、廃止することとした。

二 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

● 徳島県立日和佐老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（条例第十七号）

一 徳島県立日和佐老人ホームの設置及び管理に関する条例は、廃止することとした。

二 職員の特殊勤務手当に関する条例について、所要の整理を行う」とした。

三 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

● 徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例（条例第十八号）

一 この条例は、農地等における肥料等の不当に大量な施用及び保管（以下「施用等」という。）を防止するため、県、施用者及び販売者の責務を明らかにするとともに、

肥料等の適正な施用等に関し必要な事項を定め、もって農地等及びその周辺環境の保全の確保並びに農地等の持続的な利用による生産力等の確保（以下「農地等の保全等の確保」という。）を図ることを目的」とした。

二 県、施用者及び販売者の責務を定めることとした。

三 施用者は、農地等において、規則で定める肥料等の施用等を行うとする場合であつて、その施用等の量が規則で定める量を超えるときは、当該施用等を開始する日の二十五日前までに、規則で定めるところにより、当該施用等に関する計画を知事に届け出なければならない」とした。

四 知事は、三の計画に基づく施用等の実施により農地等の保全等の確保が困難となるおそれがあると認めるときは、当該施用者に対し、当該施用等の中止又は当該計画の変更を指導することができる」とした。

五 知事は、四の場合のほか、肥料等の施用等の実施により、農地等の保全等の確保が困難となつているとき又は困難となるおそれがあると認めるときは、当該施用者に対し、肥料等と土壌との混和等の当該農地等の保全等の確保を図るための措置の実施を指導することができる」とした。

六 知事は、四及び五の指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わない場合は、その者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる」とした。

七 知事は、六の勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することとすることができる」とした。

八 三の届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対する過料について定めることとした。

九 その他所要の規定を設ける」とした。

十 この条例は、平成十九年五月一日から施行することとした。

● 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第十九号）

一 建築基準法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。

1 構造計算適合性判定を要する場合における建築確認の申請に対する審査

二 その他所要の整理を行う」とした。

三 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（一部については、公布の日）から施行することとした。

● 徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第二十号）

- 一 中浦緑地の運動場の照明施設の使用料の額を定めることとした。
- 二 中浦緑地の運動場及び庭球場の使用料の額を改めることとした。
- 三 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行することとした。

● 徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第二十一号）

- 一 管理職手当の月額について、平成十九年四月から平成二十年三月までの間、特例を設けることとした。
- 二 この条例は、平成十九年四月一日（一部については、公布の日）から施行することとした。

● 徳島県教育関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

- 一 授与された特別支援学校の教員の免許状への新たな特別支援教育領域の追加の定めに係る手数料を定めることとした。
- 二 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

● 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第二十三号）

- 一 学校教育法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。
  - 1 徳島県安全で安心なまちづくり条例
  - 2 建築基準法施行条例
  - 3 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例
  - 4 徳島県学校職員給与条例
  - 5 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例
  - 6 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
  - 7 徳島県立学校設置条例
  - 8 徳島県奨学金貸与条例
  - 9 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例
- 二 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

● 徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二十四号）

- 一 給料の特別調整額の月額について、平成十九年四月から平成二十年三月までの間、特例を設けることとした。
- 二 この条例は、平成十九年四月一日（一部については、公布の日）から施行することとした。

ととした。

● 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第二十五号）

- 一 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。
  - 1 徳島県行政手続条例
  - 2 徳島県警察本部の内部組織に関する条例
  - 3 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例
- 二 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

● 徳島県留置施設視察委員会条例（条例第二十六号）

- 一 趣旨
    - この条例は、徳島県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の運営に關し必要な事項を定めるものとする事とした。
  - 二 委員長
    - 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任することとした。
  - 三 委任
    - この条例に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、徳島県公安委員会が定めることとした。
  - 四 施行期日
    - この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）
- 一 運転免許試験等の手数料の額を改めることとした。
  - 二 中型自動車免許に係る運転免許試験等の手数料の額を定めることとした。
  - 三 探偵業を営もうとする者からの届出があったことを証する書面の交付等に係る手数料の額を定めることとした。
  - 四 この条例は、平成十九年六月二日から施行することとした。ただし、三については、同月一日から施行することとした。

案 例

徳島県国民保護対策本部及び徳島県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二号

徳島県国民保護対策本部及び徳島県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

徳島県国民保護対策本部及び徳島県緊急対処事態対策本部条例（平成十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。  
第三条第三項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第三号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十八年四月分から平成十九年三月分」を「平成十九年四月分から平成二十年三月分」に改め、「(以下「本則支給額」という。)」を削り、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「当該額に百分の十を乗じて得た」に改め、各号を削る。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年徳島県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項前段中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、「定める額」の下に「(以下「差額支給額」という。)」を加え、同項後段中「当該人事委員会規則で定める額」を「差額支給額」に改める。

附則第五項を附則第六項とする。

附則第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三項中「前項」を「附則第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額については、前項の規定を準用する。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

(平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額の特例)

3 平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額は、前項の規定にかかわらず、差額支給額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額

とする。ただし、地域手当の月額算定基礎となる差額支給額については、この限りでない。

**附 則**

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。



知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第四号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十八年四月分から平成十九年三月分」を「平成十九年四月分から平成二十年三月分」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 平成十九年四月分から平成二十年三月分までの地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第一項の規定により在職する出納長の給料月額を、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十九年徳島県条例第九号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第三条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例別表出納長の項に定める給料月額から、当該額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第五号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十八年四月分から平成十九年三月分」を「平成十九年四月分から平成二十年三月分」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。



徳島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第六号

徳島県監査委員に関する条例の一部を改正する条例

徳島県監査委員に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」第二百二条」を「。以下「法」という。第百九十五条第二項ただし書及び第二百二条」に改める。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（監査委員の定数）

**第二条** 法第百九十五条第二項ただし書の規定により、監査委員の定数は、六人とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第七号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。  
第七条を削り、第七条の二を第七条とし、第七条の三を第七条の二とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第四条第一項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員のうち任命権者が別に定めるものの休息時間については、当分の間、なお従前の例による。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

3 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第七条の三第二項」を「第七条の二第二項」に改める。

（徳島県学校職員給与条例の一部改正）

4 徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第七条の三第二項」を「第七条の二第二項」に改める。

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

5 徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「第七条の三第二項」を「第七条の二第二項」に改める。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第八号

徳島県のお事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県のお事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十三 地方自治法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 法第九条の五第一項の規定による市町村の区域内に新たに生じた土地の確認の届出の受理及び同条第二項の規定による告示

2 法第二百六十条第一項の規定による市町村の区域内の町又は字の区域の新設等に係る届出の受理及び同条第二項の規定による告示

第二条第二項の表一の二の項中「鳴門市 美馬市 北島町」を「徳島市 鳴門市 阿南市 美馬市 三好市 神山町 那賀町 松茂町 北島町 藍住町 板野町」に改め、同表二の項1中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同項2中「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同項3中「第八十五条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同項中「鳴門市 美馬市 北島町」を「徳島市 鳴門市 阿南市 美馬市 三好市 神山町 那賀町 松茂町 北島町 藍住町 板野町」に改め、同表三の項2中「同条第十三項」に改め、同項中「吉野川市」を「徳島市 小松島市 吉野川市」に、「佐那河内村」を「佐那河内村 石井町 神山町」に、「上板町」を「上板町 つるぎ町」に改め、同表二十一の項中「つるぎ町」を「那賀町 藍住町 つるぎ町 東みよし町」に改め、同項を同表三十三の項とし、同表中二十の項を三十二の項とし、十九の項を三十一の項とし、同項の前に次の一項を加える。

三十 徳島県立自然公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十一号。以下この項において「条例」という。）

及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 条例第二十三条第一項の規定による普通地域内における行為の届出の受理

2 条例第二十三条第二項の規定による行為の禁止若しくは制限又は措置命令

美馬市 三好市 那賀町 東みよし町

3 条例第二十三条第四項の規定による期間の延長及び通知並びに同条第六項の規定による期間の短縮

4 条例第二十四条第一項の規定による中止命令又は原状回復命令若しくは措置命令及び同条第二項の規定による原状回復等を行う旨の公告（2に掲げる事務に係るものに限る。）

5 条例第二十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による立入検査等（2に掲げる事務に係るものに限る。）

第二条第二項の表十八の項を同表二十九の項とし、同項の前に次の一項を加える。

二十八 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号。以下この項において「法」という。）及び被災市街地復興特別措置法施行規則（平成七年建設省令第二号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 法第七条第一項の規定による土地の形質の変更又は建築物の新築等の許可、同条第四項の規定による許可に対する条件の付加、同条第五項の規定による土地の原状回復命令又は建築物その他の工作物の移転等の命令並びに同条第六項の規定による措置の実施及び当該措置を行う旨の公告

2 省令第二条第二項ただし書の規定による正当な理由の有無の認定

3 省令第四条の規定による公告の内容等の揭示

牟岐町 藍住町

第二条第二項の表十七の項中「都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下この項において「令」という。）を「令」と改め、同項を同表二十七の項とし、同項の前に次の二項を加える。

二十五 法及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下この項及び二十七の項において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 法第二十六条第一項の規定による土地の試掘等の許可及び所有者等の意見を述べる機会の付与

2 法第五十二条の二第一項（法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可及び法第五十二条の二第二項（法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）において準用する法第四十二条第二項の規定による国が行う行為についての当該国の機関との協議

3 法第五十五条第一項の規定による都市計画施設の区域内の土地の指定、同条第二項の規定による土地の

牟岐町 美波町 藍住町

<p>指定をすべき旨等の申出の受理、同条第三項の規定による土地の買取りの申出等の相手方の決定及び同条第四項の規定による土地の指定等の公告（市町村が施行する都市計画事業に係る同条第一項に規定する事業予定地（以下この項及び次項において「事業予定地」という。）内におけるものに限る。）</p> <p>4 法第五十六条第一項の規定による事業予定地内の土地の買取り、同条第二項の規定による土地を買取る旨又は買取りしない旨の通知及び同条第三項の規定による通知の受理（市町村が施行する都市計画事業に係る事業予定地内におけるものに限る。）</p> <p>5 法第五十七条第一項の規定による公告及び制限の周知の措置、同条第二項の規定による土地の有償譲渡の届出の受理、同条第三項の規定による土地を買取り取るべき旨の通知並びに同条第四項の規定による土地を買取り取らない旨の通知（市町村が施行する都市計画事業に係る事業予定地内におけるものに限る。）</p> <p>6 法第八十条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求、勧告及び助言（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>7 法第八十一条第一項の規定による監督処分、同条第二項の規定による措置及び公告並びに同条第三項の規定による公示（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>8 法第八十二条第一項の規定による立入検査（1及び2に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>9 令第四十二条第三項の規定による公告の内容等の掲示</p> <p>二十六 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの（市町村が施行する都市計画事業に係る事業予定地内におけるものに限る。）</p> <p>1 法第五十五条第一項の規定による都市計画施設の区域内の土地の指定、同条第二項の規定による土地の指定をすべき旨等の申出の受理、同条第三項の規定による土地の買取りの申出等の相手方の決定及び同条第四項の規定による土地の指定等の公告（法第五十七条第二項の規定による届出の相手方の決定に係るものを除く。）</p> <p>2 法第五十六条第一項の規定による事業予定地内の土地の買取り、同条第二項の規定による土地を買取る旨又は買取りしない旨の通知及び同条第三項の規定による通知の受理</p>	<p>美馬市</p>
--	------------

第二條第二項の表十六の項中「及び次項」を「から二十七の項まで」に、「松茂町」を「松茂町 藍住町」に改め、同項を同表二十四の項とし、同表十五の項を同表二十三の項とし、同表十四の項中「松茂町」を「松茂町 藍住町」に改め、同項を同表二十二の項とし、同項の前に次の三項を加える。

<p>十九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）及び公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号。以下この項において「令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二十五条第一項第一号の規定により市町村が管理する漁港（次項において「市町村管理漁港」という。）の区域内における公有水面に係るものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第二条第一項の規定による埋立ての免許</li> <li>2 法第三条第一項（法第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による要領の告示、書面等の縦覧及び市町村長の意見の徴収、法第三条第二項の規定による告示をした旨の通知並びに同条第三項の規定による意見書の受理</li> <li>3 法第六条第三項の規定による裁定</li> <li>4 法第十条の規定による代替施設の整備又は損害の補償の指示</li> <li>5 法第十一条（法第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による埋立ての免許の告示</li> <li>6 法第十二条第一項の規定による免許料の徴収</li> <li>7 法第十三条の規定による期間の指定</li> <li>8 法第十三条の二第一項の規定による埋立てに関する事項の変更又は期間の伸長の許可</li> <li>9 法第十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可</li> <li>10 法第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可</li> <li>11 法第二十条の規定による権利承継の届出の受理</li> <li>12 法第二十二條第一項の規定による竣功の認可並びに同条第二項の規定による告示及び書面等の送付</li> <li>13 法第二十三條第一項ただし書の規定による竣功認可前の埋立地使用の許可</li> <li>14 法第二十七條第一項の規定による埋立地に関する権利の処分の許可</li> <li>15 法第二十九條第一項の規定による埋立地の用途変更の許可</li> <li>16 法第三十条の規定による災害防止に関する義務の命令</li> <li>17 法第三十一条の規定による工事の施行区域内にある物件の除却命令</li> <li>18 法第三十二条第一項（法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による竣功認可前の違法行</li> </ol>	<p>牟岐町</p>
---	------------

<p>                     為等に対する措置及び法第三十二条第二項の規定による損害の補償の指示                      19 法第三十三条第一項の規定による竣功認可後の違法行為に対する措置                      20 法第三十四条第一項の規定による免許の失効の復活及び同条第二項の規定による免許条件の変更                      21 法第三十五条第一項ただし書（法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復義務の免除及び法第三十五条第二項（法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による施行区域内の物件の国有への変更                      22 法第三十八条の規定による免許料及び鑑定に要する費用の強制徴収                      23 令第一条第一項の規定による出願名義の変更の届出の受理及び同条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による出願の承継の届出の受理                      24 令第二条第一項の規定による埋立区域の制限                      25 令第四条の規定による関係住民への周知努力                      26 令第六条の規定による埋立免許に対する条件の付加                      27 令第八条ただし書（令第十四条において準用する場合を含む。）の規定による埋立免許の告示後における施設の請求の許可                      28 令第十条第二項の規定による届出の受理                      29 令第十一条第一項の規定による裁定の申請の受理                      30 令第十二条第一項の規定による申請の要領及び意見書を差し出すべき旨の告知又は告示                      31 令第十三条の規定による裁定書の謄本の交付又は告示                      32 令第十五条第一項の規定による申請の受理、同条第二項の規定による申請の要領及び意見書を差し出すべき旨の告知、同条第四項の規定による施設又は補償の命令及びその旨の通知並びに同条第五項の規定による施設又は補償の命令                      33 令第十六条第二項の規定による埋立地の価額の認定                      34 令第十七条第三項の規定による届出の受理                      35 令第十九条第三項の規定による告知                      36 令第二十四条の規定による埋立権の譲渡の許可又は権利義務の承継の届出受理の告示                 </p>	<p>                     鳴門市 牟岐町                 </p>
---	--

二十 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下この項及び次項において「法」という。）及び国有財

<p>産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号。以下この項及び次項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号。次項において「令」という。）第六條第二項第一号イに掲げる事務のうち市町村管理漁港の区域内に所在する国有財産に係るものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第三十一条の二第一項の規定による立入り、同条第二項の規定による通知又は公告及び同条第五項の規定による損失の補償</li> <li>2 法第三十一条の三第一項の規定による境界確定の協議及び同条第三項の規定による書面の作成</li> <li>3 法第三十一条の四第一項の規定による調査、同条第二項の規定による境界の決定、同条第三項の規定による諮問並びに同条第五項の規定による境界の決定の通知及び公告</li> <li>4 法第三十一条の五第一項の規定による通告の受理並びに同条第三項の規定による隣接地の所有者等に対する通知及び公告</li> <li>5 省令第一条の三の規定による境界標の設定</li> <li>6 省令第一条の五の規定による境界決定書の作成</li> </ol> <p>二十一 法及び省令に基づく事務のうち、前項1から6までに掲げるもの（令第六條第二項第一号ヲに掲げる事務のうち準用河川の用に供する国有財産に係るものに限る。）</p>	<p>徳島市 鳴門市 吉野川市 阿波市 美馬市 勝浦町 上勝町 神山村 那賀町 牟岐町 藍住町 東みよし町</p>
<p>第一条第二項の表十三の項中「つるぎ町」を「徳島市 那賀町 牟岐町 藍住町 つるぎ町」に改め、同項を同表十八の項とし、同項の前に次の二項を加える。</p> <p>十六 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第三条第一項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可及び同条第三項の規定による条件の付加</li> <li>2 法第四条第一項の規定による農地の転用の許可、同条第三項の規定による徳島県農業会議の意見の聴取及び同条第四項の規定による条件の付加（同一の事業の目的に供するための二ヘクターを超える農地の転用に係るものを除く。）</li> </ol>	<p>阿南市 那賀町 牟岐町</p>

<p>3 法第五条第一項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可並びに同条第三項において準用する法第三条第三項の規定による条件の付加及び法第四条第三項の規定による徳島県農業会議の意見の聴取（同一の事業の目的に供するための二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るものを除く。）</p> <p>4 法第八十二条第一項の規定による立入調査、測量又は障害物の除去若しくは移転、同条第三項の規定による立入調査等に係る通知又は公示及び同条第五項の規定による損失の補償（1から3まで及び6に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>5 法第八十三条の規定による徳島県農業会議又は農業委員会からの報告の徴収（1から4まで及び6に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>6 法第八十三条の二の規定による違反転用に対する処分（2及び3に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>十七 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（二以上の市町村の区域にわたる農用地区域に係るものを除く。）</p> <p>1 法第十五条の二第一項の規定による農用地区域内における開発行為の許可、同条第五項の規定による条件の付加及び同条第六項の規定による徳島県農業会議の意見の聴取</p> <p>2 法第十五条の三の規定による開発行為の中止命令又は復旧命令</p> <p>3 法第十五条の四第一項の規定による必要な措置の勧告並びに同条第二項の規定による勧告に従わない旨及び勧告の内容の公表</p>	<p>阿南市 那賀町 牟岐町 上板町</p>
---	------------------------

第二條第二項の表十二の項中「鳴門市 小松島市」を「徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市」に、「海陽町」を「海陽町 松茂町 藍住町 板野町」に改め、同項を同表十五の項とし、同表十一の項4中「第六十三條第三項」を「第六十六條第一項」に改め、同項5中「第九十七條第二項」を「第九十六條第五項」に改め、同項6中「第一百五條の二」を「第一百五條の二第一項」に、「第一百五條の三」を「第一百五條の三第一項又は第二項」に、「報告の徴収又は検査、」を「検査並びに」に、「及び同條第四項」を「、同條第二項」に、「並びに同法第六十六條の二第一項」を「及び同條第三項」に改め、同項8中「第一百條の十四」を「第一百條の十一」に改め、「株式会社又は有限会社への」を削り、同項中「美馬市 那賀町」を「徳島市 鳴門市 阿波市 美馬市 三好市 那賀町 牟岐町 松茂町 藍住町 板野町」に改め、同項を同表十四の項とし、同表十の項7中「第六十三條第三項」を「第六十六條第一項」に改め、同項8中「第九十七條第二項」を「第九十六條第五項」に改め、同項11中「第一百五條の二」を「第一百五條の二第一項及び第二項」に改め、同項12中「第一百五條の三」を「第一百五條の三第一項又は第二項」に改め、「徴収」の下に「及び同條第三項又は第四項の規定による報告又は資料の請求」を加え、同項13中「報告の徴収又は検査」を「検査、同

条第二項の規定による立入検査、同条第三項の規定による常例の検査及び同条第四項の規定による組合の子法人等に対する立入検査」に改め、同項14中「及び同条第四項」を「、同条第二項」に改め、「解散の命令」の下に「及び同条第三項の規定による官報への掲載」を加え、同項15中「官報への掲載」を「変更命令、同条第二項の規定による必要な措置の命令及び同条第四項又は第五項の規定による認可の取消し」に改め、同項に次のように加える。

16 法第百六条の三の規定による届出の受理

第二条第二項の表十の項中「美馬市 那賀町」を「徳島市 鳴門市 阿波市 美馬市 三好市 那賀町 牟岐町 松茂町 藍住町 板野町」に改め、同項を同表十三の項とし、同表九の項12中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削り、同項中「鳴門市」を「鳴門市 阿波市」に、「那賀町」を「那賀町 牟岐町 松茂町」に、「藍住町」を「藍住町 板野町」に改め、同項を同表十二の項とし、同表八の項を同表十一の項とし、同表七の項中「鳴門市」を「徳島市 鳴門市」に、「那賀町」を「那賀町 牟岐町」に改め、同項を同表十の項とし、同表中六の項を九の項とし、五の項を八の項とし、同項の前に次の一項を加える。

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第七条の規定による健康診断(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)第九条第三項の一般検査及び当該検査の結果により行う同条第五項の精密検査に限る。)
- 2 法第八条の規定による健康診断の記録の作成及び保存(1に掲げる事務に係るものに限る。)
- 3 法第九条の規定による健康診断を受けた者に対する指導(1に掲げる事務に係るものに限る。)

徳島市 阿南市 勝浦町 那賀町 牟岐町

第二条第二項の表中四の項を六の項とし、三の項の次に次の二項を加える。

四 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第二十六条第一項の規定による行為の届出の受理
- 2 法第二十六条第二項の規定による必要な措置の命令
- 3 法第二十六条第四項の規定による期間の延長及び通知並びに同条第六項の規定による期間の短縮
- 4 法第二十七条第一項の規定による行為の中止の命令又は原状回復の命令若しくは必要な措置の命令及び同条第二項の規定による原状回復等に係る公告(2に掲げる事務に係るものに限る。)
- 5 法第二十八条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による立入検査(2に掲げる事務に係るものに限る。)

三好市 牟岐町 美波町

係るものに限る。)

五 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（社会福祉法人としての市町村社会福祉協議会に係るものに限る。）

1 法第三十一条第一項の規定による定款の認可（社会福祉法人として解散し、再び定款の認可を受けようとする場合に限る。）

2 法第四十三条第一項の規定による定款変更の認可及び同条第三項の規定による定款変更の届出の受理

3 法第四十五条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の規定による仮理事の選任及び同法第五十七条の規定による特別代理人の選任

4 法第四十六条第二項の規定による解散の認可又は認定及び同条第三項の規定による解散の届出の受理

5 法第五十五条において準用する民法第七十七条第二項の規定による清算中に就職した清算人の届出の受理及び同法第八十三条の規定による清算結了の届出の受理

6 法第五十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による検査、同条第二項の規定による措置命令、同条第三項の規定による業務停止命令又は役員解職勧告及び同条第四項の規定による解散命令

7 法第五十七条の規定による公益事業等の停止命令

8 法第五十九条第一項の規定による事業概要等の届出の受理

9 法第七十条の規定による社会福祉事業を営業者からの報告の徴収又は当該職員による施設等の検査  
その他事業経営の状況の調査

10 法第七十三条第一項の規定による寄附金の募集の許可

徳島市 小松島市 阿南市 吉野川市  
美馬市 三好市 上勝町 那賀町 牟岐町 松茂町

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第二項の表十の項7及び8並びに十一の項4、5及び8の改正規定 公布の日

二 第二条第二項の表三の項2の改正規定 平成十九年四月十六日

三 第二条第二項の表二の項1から3までの改正規定 公布の日又は消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百四号）の施行の日  
いずれか遅い日

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の第二条に掲げる事務に係る法令若しくは条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定

により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該事務に係る法令等の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、施行日以後においては同条に定める市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該事務に係る法令等の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第九号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県副出納長設置条例の廃止)

第一条 徳島県副出納長設置条例(昭和四十九年徳島県条例第二号)は、廃止する。

(徳島県職員定数条例の一部改正)

第二条 徳島県職員定数条例(昭和二十四年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「副出納長、」を削る。

(知事等の給与に関する条例の一部改正)

第三条 知事等の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、出納長」を削る。

別表出納長の項を削る。

(徳島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第四条 徳島県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十四年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二議長の項中「職員の旅費に関する条例」の下に「(昭和二十七年徳島県条例第九号)」を加え、同表副議長及び議員の項中「、出納長」を削る。

(特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第五条 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「、出納長」を削り、同表海区漁業調整委員会の項及び内水面漁場管理委員会の項中「六級職相当額」を「六級職相当額」に改める。

(徳島県特別職報酬等審議会設置条例の一部改正)

**第六条** 徳島県特別職報酬等審議会設置条例(昭和三十九年徳島県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

第二条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に、「聞く」を「聴く」に改める。

(徳島県の公務員倫理に関する条例の一部改正)

**第七条** 徳島県の公務員倫理に関する条例(平成十五年徳島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、出納長」を削る。

(徳島県副知事定数条例の一部改正)

**第八条** 徳島県副知事定数条例(平成十八年徳島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

「第六十一条第三項」を「第六十一条第二項」に改める。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

**第九条** 知事等の退職手当に関する条例(昭和五十六年徳島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「、出納長」を削る。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条中「、出納長」を削る。

(公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正)

**第十条** 公聴会参加者等の実費弁償支給条例(昭和二十三年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「第九号第四項」を「第九号第五項」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

**第十一条** 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第三十二号第一項第一号口中「、出納長」を削る。

(徳島県行政財産使用料条例の一部改正)

**第十二条** 徳島県行政財産使用料条例(昭和三十九年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

(徳島県税条例の一部改正)

**第十三条** 徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「県吏員」を「県職員」に改める。

（徳島県統計調査条例の一部改正）

**第十四条** 徳島県統計調査条例（昭和二十五年徳島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「吏員又は調査員」を「職員」に改め、同条第二項中「吏員又は調査員」を「前項の職員」に改める。

（徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例の一部改正）

**第十五条** 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

（徳島県地方警察職員定員条例の一部改正）

**第十六条** 徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 一般職員の定員は、二九九人とする。

第三条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の規定 公布の日

二 第十二条及び第十五条の規定 公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日

（徳島県副出納長設置条例の廃止に伴う経過措置）

2 改正法附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合における副出納長の設置については、第一条の規定による廃止前の徳島県副出納長設置条例（以下「旧徳島県副出納長設置条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。

（徳島県職員定数条例の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定によりなおその効力を有するとされる旧徳島県副出納長設置条例の規定により設置する副出納長の定数の取扱については、なお従前の例による。

(知事等の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の受ける給与については、第三条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例第一条及び別表出納長の項の規定は、なおその効力を有する。

(徳島県特別職報酬等審議会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の給料の額の審議については、なお従前の例による。

(徳島県の公務員倫理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の職務に係る倫理の保持については、なお従前の例による。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長の退職手当については、第九条の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例第一条、第二条第一項及び第三条第一項第三号の規定は、なおその効力を有する。

(職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 改正法附則第三条第一項の規定により在職する出納長に対し支給する旅費については、第十一条の規定による改正前の職員の旅費に関する条例第二条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号の規定は、なおその効力を有する。

徳島県公営企業の設置等に関する条例及び徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第十号

徳島県公営企業の設置等に関する条例及び徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例

(徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

**第一条** 徳島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表の二の大麻工業用水道の項を削る。

(徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正)

**第二条** 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例(昭和四十三年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表大麻工業用水道の項を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に供給した大麻工業用水道の工業用水に係る料金の徴収については、なお従前の例による。

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第十一号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第十二号

徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表その一の表中「第四会議室」を「第六会議室」に改め、同その一の表第五会議室の項及び第六会議室及び第七会議室（一室につき）の項を削る。

#### 附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた第七会議室の使用の許可であって同日以後の使用に係るものは、改正後の徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた第六会議室の使用の許可とみなす。



徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第十三号

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「使用」の下に「並びにビラ」を加える。

第一条中「第四百四十一条第八項」の下に「、第四百四十二条第十一項」を、「使用」の下に「並びに法第四百四十二条第一項第三号のビラ（以下「ビラ」という。）」を加える。

第二条の見出し中「使用」の下に「並びにビラ」を加え、同条中「、又は」の下に「ビラ若しくは」を加え、同条第二号中「第五条各号」を「第六条各号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 ビラを作成する場合 候補者一人について、第五条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額にビラの作成枚数（法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、当該枚数）を乗じて得た金額

第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約  
第六条を第七条とする。

第五条中「同条第二号」を「同条第三号」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

**第五条** 県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十六万五千円と四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

#### 附 則

1 この条例は、平成十九年三月二十二日から施行する。

2 改正後の徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。



徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第十四号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例

### 目次

#### 前文

- 第一章 総則（第一条―第七条）
  - 第二章 基本指針等（第八条―第十一条）
  - 第三章 啓発活動の推進等（第十二条―第十五条）
  - 第四章 生活関連施設の整備（第十六条―第二十一条）
  - 第五章 特定生活関連施設の整備（第二十二条―第二十八条）
  - 第六章 公共車両等の整備等（第二十九条―第三十一条）
  - 第七章 特別特定建築物に追加する特定建築物等（第三十二条・第三十三条）
  - 第八章 雑則（第三十四条―第三十六条）
- 附則

少子高齢化や国際化が進展し、生活様式が多様化するなど、社会環境が大きく変化する中であって、私たちの郷土では、鳴門の渦潮や太平洋を臨む海岸線、また吉野川や剣山など豊かな自然の下で、古来から来訪者を温かくもてなす思いやりの心をはぐくんできた。

このような社会環境や伝統を踏まえ、あらゆる社会的活動に参加する機会を有し、障害の有無や年齢、性別等に関係なく、健やかで充実した生活を営むことは、県民すべての願いである。

県民、事業者及び行政は、相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たし、将来にわたって県民の幸福な生活が確保されるようすべての人が暮らしやすいまちづくりに取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、ユニバーサルデザインによるまちづくりの基本理念を明らかにし、社会全体として総合的かつ継続的な取組を推進していくため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進についての基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、すべての人が暮らしやすい社会を実現することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインによるまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する考え方に基き、施設の整備、製品の製造、役務の提供及び啓発活動を行うことにより、すべての人が暮らしやすい社会を実現するための取組をいう。
- 二 生活関連施設 官公庁施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、文化施設、娯楽施設、宿泊施設、店舗、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- 三 特定生活関連施設 生活関連施設のうち生活環境の整備を進める上で特に重要なものとして規則で定めるものをいう。

### (基本理念)

**第三条** ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進は、生活関連施設を利用する者の基本的な需要が満たされ、すべての人が安全かつ快適に利用できるように配慮して行われなければならない。

2 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

3 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進は、文化、伝統その他の社会的状況に配慮して行われなければならない。

### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

### (県民の役割)

**第五条** 県民は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関して理解を深め、県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力する

よう努めるものとする。

2 県民は、すべての人が生活関連施設、製品及び役務を円滑に利用できるよう配慮するものとする。

(事業者の役割)

**第六条** 事業者は、基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について品質等を向上させること等により県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(市町村に対する協力)

**第七条** 県は、市町村が実施する当該市町村の社会的状況に応じたユニバーサルデザインによるまちづくりに協力するものとする。

## 第二章 基本指針等

(基本指針の策定)

**第八条** 知事は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する基本的事項

二 前号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進を図るために必要な事項

3 知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更（軽微なものを除く。）について準用する。

(県民の意見の聴取)

**第九条** 県は、前条第三項に定めるもののほか、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策について、県民の意見を聴取するよう努めるものとする。

(推進体制)

**第十条** 県は、県民、事業者及び行政が一体となってユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

**第十一条** 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第三章 啓発活動の推進等

(啓発活動の推進等)

**第十二条** 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する県民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及を図るとともに、県民及び事業者の協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

(学習機会の提供等)

**第十三条** 県は、県民及び事業者が、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する理解を深めるため、学習の機会を提供するとともに、教育の充実を図るものとする。

(情報の提供)

**第十四条** 県は、県民、事業者及び市町村の自主的な取組を促進するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報を提供するものとする。

(人材の育成)

**第十五条** 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する専門的な知識を有する人材を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第四章 生活関連施設の整備

(意見聴取)

**第十六条** 生活関連施設を設置し、若しくは管理する者(以下「設置者等」という。)又は生活関連施設の新築、新設、増築、改築、大規模の修繕(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)若しくは大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)(以下「新築等」という。)若しくは施設の用途の変更(施設の用途を変更して生活関連施設とするものに限る。第十八条において同じ。)をしようとする者は、当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くよう努めなければならない。

(整備基準)

**第十七条** 知事は、生活関連施設の整備を促進するため、その出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場等の部分の構造及び設備に関し必要な基準(以下「整備基準」という。)を規則で定めるものとする。

(整備基準への適合)

**第十八条** 生活関連施設の新築等又は施設の用途の変更をしようとする者は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合する場合と同等以上に円滑に利用することができる場合又は敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(既存の生活関連施設)

**第十九条** この章の規定の施行の際現に存する生活関連施設の設置者等(現に新築等の工事を行っている者を含む。)は、当該生活関連施設について、整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、整備基準に適合させるよう努めなければならない。



**第二十五条** 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の整備基準への適合状況を検査するものとする。

(報告の徴収及び立入調査)

**第二十六条** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の設置者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定生活関連施設若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

**第二十七条** 知事は、第二十二条の規定による協議を行わないで特定生活関連施設の新築等の工事に着手し、若しくは施設の使用の変更をした者又は同条の規定による協議と異なる工事を行った者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、第二十三条の規定による指導又は助言を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その者に対し、当該指導又は助言の内容に従うべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

**第二十八条** 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べべる機会を与えなければならない。

## 第六章 公共車両等の整備等

(公共車両等の整備)

**第二十九条** 旅客の運送の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶のうち規則で定めるもの(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)は、すべての人が安全かつ快適に利用できるようなその整備に努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、公共車両等の所有者等に対し、当該公共車両等の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、前項の報告を行った者に対し、当該公共車両等の整備の適正な実施について必要な指導又は助言を行うことができる。  
(公共工作物の整備)

**第三十条** 信号機、案内標識その他の公共の用に供する工作物のうち規則で定めるもの(以下「公共工作物」という。)の所有者等は、すべての人が安全かつ

快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、公共工作物の所有者等に対し、当該公共工作物の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、前項の報告を行った者に対し、当該公共工作物の整備の適正な実施について必要な指導又は助言を行うことができる。

(住宅等への配慮)

**第三十一条** 住宅又は宅地(以下「住宅等」という。)を供給する者は、すべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備された住宅等(当該住宅等と一体的に整備される道路及び公園を含む。)の供給に努めなければならない。

**第七章** 特別特定建築物に追加する特定建築物等

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

**第三十二条** 法第十四条第三項の規定により条例で追加する特定建築物は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(特別支援学校及び幼稚園を除く。)とする。

(特別特定建築物の建築の規模)

**第三十三条** 法第十四条第三項の規定により条例で定める特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第五条第一号、第二号及び第八号から第十二号までに掲げるもの(児童厚生施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十条に規定する児童厚生施設をいう。))その他これに類するもの、ボーリング場及び遊技場を除く。))並びに前条に規定するものに限る。)の建築(法第二十九条に規定する建築をいい、用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)の規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあつては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計千平方メートルとする。

**第八章** 雑則

(表彰)

**第三十四条** 知事は、県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(国等に関する特例)

**第三十五条** 国、県、市町村その他規則で定める公共的団体については、第二十一条から第二十八条まで、第二十九条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の規定は、適用しない。ただし、知事は、必要があると認めるときは、国、市町村その他規則で定める公共的団体に対し、特定生活関連施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項ただし書の規定による報告があつたときは、当該報告を行った者に対し、必要な要請を行うことができる。

(規則への委任)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三号、第四章から第七章まで及び第三十五条並びに次項、附則第三項、第五項及び第六項の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

(徳島県ひとにやさしいまちづくり条例の廃止)

2 徳島県ひとにやさしいまちづくり条例(平成八年徳島県条例第八号)は、廃止する。

(徳島県ひとにやさしいまちづくり条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の徳島県ひとにやさしいまちづくり条例第十二条の規定による事前協議がされた特定施設に係る措置については、なお従前の例による。

(基本指針に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に策定されているユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する県の基本的な指針は、第八条の規定により策定された基本指針とみなす。

(特別特定建築物に関する経過措置)

5 第七章の規定の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築については、同章の規定は、適用しない。

(徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

6 徳島県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年徳島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。  
第二条第二項の表三十二の項を次のように改める。

三十二 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例(平成十九年徳島県条例第十四号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(建築物に係るものに限る。)

1 条例第二十一条第二項の規定による適合証の交付、同条第三項の規定による公表及び同条第四項の規定による適合証の返還命令

2 条例第二十二条の規定による事前協議

3 条例第二十三条の規定による指導又は助言

徳島市

- 4 条例第二十四条の規定による工事完了の届出の受理
- 5 条例第二十五条の規定による完了検査
- 6 条例第二十六条第一項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問

徳島県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第十五号

徳島県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

徳島県感染症診査協議会条例（平成十一年徳島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

第二条の表中「徳島県鴨島保健所」を「徳島県吉野川保健所」に、「徳島県日和佐保健所」を「徳島県美波保健所」に、「徳島県穴吹保健所」を「徳島県美馬保健所」に、「徳島県池田保健所」を「徳島県三好保健所」に改める。

第三条第一項中「六人」を「十一人」に改める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（部会）

**第六条** 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県結核診査協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事  
飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第十六号

徳島県結核診査協議会条例を廃止する条例

徳島県結核診査協議会条例（平成十七年徳島県条例第三十号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

徳島県立日和佐老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第十七号

徳島県立日和佐老人ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

徳島県立日和佐老人ホームの設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第二十七号）は、廃止する。

#### 附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号及び第九号を次のように改める。

八及び九 削除

第十条及び第十一条を次のように改める。

#### 第十条及び第十一条 削除

第二十六条第一項中「（死体処理手当を除く。）」を削り、同条第三項中「及び死体処理手当」を削る。

徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第十八号

徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例

### (目的)

**第一条** この条例は、農地等における肥料等の不当に大量な施用及び保管（以下「施用等」という。）を防止するため、県、施用者及び販売者の責務を明らかにするとともに、肥料等の適正な施用等に関し必要な事項を定め、もって農地等及びその周辺環境の保全の確保並びに農地等の持続的な利用による生産力等の確保（以下「農地等の保全等の確保」という。）を図ることを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において「肥料等」とは、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料、地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第十一条第一項に規定する土壌改良資材その他植物の栽培に資するために土地に施される物をいう。ただし、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬を除く。

2 この条例において「農地等」とは、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地並びにこれらの目的に供しようとする土地並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。

3 この条例において「施用者」とは、農地等における肥料等の施用等を自ら行い、又は他の者に行わせる者をいう。

4 この条例において「販売者」とは、肥料等の販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）を行う者をいう。

### (県の責務)

**第三条** 県は、農地等の保全等の確保を図るため、農地等における肥料等の適正な施用等に関し必要な措置を講じなければならない。

### (施用者の責務)

**第四条** 施用者は、農地等の保全等の確保を図るため、農地等における肥料等の施用等に当たっては、当該施用等の適正な実施に努めなければならない。

(販売者の責務)

**第五条** 販売者は、農地等の保全等の確保を図るため、肥料等の販売に当たっては、施用者において当該肥料等の適正な施用等がなされるよう努めなければならない。

(施用等計画の届出)

**第六条** 施用者は、農地等において、規則で定める肥料等の施用等を行うとする場合であつて、その施用等の量が規則で定める量を超えるときは、当該施用等を開始する日の二十五日前までに、規則で定めるところにより、当該施用等に関する計画（以下「施用等計画」という。）を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る施用等計画を変更しようとするときは、変更後の施用等計画に基づく施用等を開始する日の二十五日前までに、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該変更が施用者の変更を伴うものであるときは、当該変更後に施用者となる者が、当該変更の届出を行わなければならない。

(指導)

**第七条** 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る施用等計画（変更の届出の場合にあつては、当該変更後の施用等計画）に基づく施用等の実施により農地等の保全等の確保が困難となるおそれがあると認めるときは、当該施用者に対し、当該施用等の中止又は当該施用等計画（変更の届出の場合にあつては、当該変更の内容）の変更を指導することができる。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、肥料等の施用等の実施により、農地等の保全等の確保が困難となつてるとき又は困難となるおそれがあると認めるときは、当該施用者に対し、肥料等と土壌との混和、肥料等の一部の回収、農地等の原状の回復その他当該農地等の保全等の確保を図るための措置の実施を指導することができる。

(勧告)

**第八条** 知事は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わない場合は、その者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うに際し、あらかじめ、当該勧告に係る肥料等の施用等が行われる農地等の所在地の市町村長の意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の規定による勧告を行ったときは、前項の市町村長にその旨を通知するものとする。

(公表)

**第九条** 知事は、前条第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

## (立入検査等)

**第十条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施用者若しくは販売者に対し、肥料等の施用等について報告を求め、又はその職員に、施用者若しくは販売者の事業場、倉庫、農地等その他肥料等の施用等に関係がある場所に立ち入り、肥料等、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは肥料等を検査の用に供するのに必要な限度において無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (適用除外)

**第十一条** 県の試験研究機関その他規則で定める者が自ら、又は委託して行う試験研究のための農地等における肥料等の施用等については、この条例の規定は、適用しない。

## (規則への委任)

**第十二条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## (過料)

**第十三条** 第六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

## 附 則

- 1 この条例は、平成十九年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に行われている肥料等の施用等についての第六条第一項の規定の適用については、同項中「行おうとする」とあるのは「行っている」と、「超えるときは、当該施用等を開始する日の二十五日前まで」とあるのは「超えているときは、この条例の施行の日から起算して二十五日以内」とする。
- 3 この条例の施行の日から平成十九年五月二十五日までの間に行われる肥料等の施用等についての第六条第一項の規定の適用については、同項中「当該施用等を開始する日の二十五日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して二十五日以内」とする。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第十九号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項中「第三十八条の四第十九項」を「第三十八条の四第十八項」に改め、同表の三十九の項を次のように改める。

三十九 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定に基づく確認の申請に対する審査

1 建築基準法第六条第五項の構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要しない場合 次に掲げる計画の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 建築物を建築する場合（口に掲げる場合及び移転する場合を除く。）であつて、当該建築に係る部分の床面積の合計が三十平方メートル以下のときは五千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下のときは九千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下のときは一万四千元、二百平方メートルを超え五百平方メートル以下のときは一万九千元、五百平方メートルを超え千平方メートル以下のときは三万四千元、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは四

万八千円、二千平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円

ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の様替をする場合（二に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一をイに掲げる床面積の合計とみなしてイにより算定した額

2 構造計算適合性判定を要する場合 次に掲げる構造計算の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同一敷地内に二以上の構造計算適合性判定を要する建築物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分。以下この項において同じ。）がある場合は、それぞれの建築物につ

<p>別表第一の四十七の項中「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に改め、同表の四十八の項の次に次のように加える。</p> <p>四十八の二 建築基準法第十八条第三項の規定に基づく国の機関等の建築物の計画の審査（同条第四項の構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要する場合に限る。）</p>	
<p>三十九の項下欄イ又はロにより算定した額（同一敷地内に二以上の構造計算適合性判定を要する建築物（建築基準法施行令第八十一条第二項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部</p>	<p>き次により算定した額の合計額）と1により算定した額との合計額</p> <p>イ 建築基準法第二十条第二号イに規定する方法による場合であつて、当該建築物における構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計が千平方メートル以下のときは二十一万円、千平方メートルを超え二十平方メートル以下のときは二十七万九千円、二十平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは三十二万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは四十二万五千円、五万平方メートルを超えるときは七十七万四千円</p> <p>ロ 建築基準法第二十条第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによる場合であつて、当該建築物における構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計が千平方メートル以下のときは十四万六千円、千平方メートルを超え二十平方メートル以下のときは十八万九千円、二十平方メートルを超え一万平方メートル以下のときは二十万九千円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十五万四千円、五万平方メートルを超えるときは四十二万八千円</p>

別表第一の九十八の項中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

**附 則**

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日から施行する。ただし、別表第一の三十六の項及び九十八の項の改正規定は、公布の日から施行する。

分。以下この項において同じ。）がある場合は、それぞれの建築物につき同イ又はロにより算定した額の合計額）

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十号

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例(昭和三十年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四中

中浦緑地		運動場	一面一時間	一、〇五〇円
庭球場	運動場	一面二時間	一、〇五〇円	
庭球場	庭球場	一面二時間	三三〇円	

を

中浦緑地		運動場	一面一時間	五三〇円
庭球場	庭球場	一面一時間	一七〇円	
運動場用照明施設	運動場用照明施設	五分の三点灯一時間	一、〇五〇円	
	運動場用照明施設	全点灯一時間	一、三七〇円	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。



徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二十一号

徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

**第一条** 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十八年四月分から平成十九年三月分」を「平成十九年四月分から平成二十年三月分」に改め、「(以下「本則支給額」という。)」を削り、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「当該額に百分の十を乗じて得た」に改め、各号を削る。

(徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十八年徳島県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項前段中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、「定める額」の下に「(以下「差額支給額」という。)」を加え、同項後段中「当該人事委員会規則で定める額」を「差額支給額」に改める。

附則第五項を附則第六項とする。

附則第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三項中「前項」を「附則第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額については、前項の規定を準用する。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

(平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額の特例)

3 平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額は、前項の規定にかかわらず、差額支給額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額

とする。ただし、前項後段の地域手当の月額算定基礎となる差額支給額については、この限りでない。

**附 則**

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。



徳島県教育関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第二十二号

徳島県教育関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県教育関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表の三の項の次に次のように加える。

三の二 教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定め

イ 特別支援学校の教員の普通免許状に係る新教育領域の追加の定め 三千三百円  
ロ 特別支援学校の教員の臨時免許状に係る新教育領域の追加の定め 千七百円

#### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二十三号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(徳島県安全で安心なまちづくり条例の一部改正)

**第一条** 徳島県安全で安心なまちづくり条例(平成十八年徳島県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(建築基準法施行条例の一部改正)

**第二条** 建築基準法施行条例(昭和四十七年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(徳島県立学校使用料、手数料徴収条例の一部改正)

**第三条** 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例(昭和二十三年徳島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

**第四条** 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二の四第一項及び第三項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第二の備考1及び別表第三の備考中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表第四の備考中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

**第五条** 徳島県学校職員の特種勤務手当に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。  
 （義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

**第六条** 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

（徳島県立学校設置条例の一部改正）

**第七条** 徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表（第二条関係）**

その一 中学校

名	称	位	置
徳島県立城ノ内中学校		徳島市北田宮一丁目	
徳島県立川島中学校		吉野川市川島町	

その二 高等学校

名	称	位	置
徳島県立城東高等学校		徳島市中徳島町一丁目	
徳島県立城南高等学校		徳島市城南町二丁目	
徳島県立城北高等学校		徳島市北田宮四丁目	
徳島県立城ノ内高等学校		徳島市北田宮一丁目	
徳島県立徳島北高等学校		徳島市応神町	
徳島県立城西高等学校		徳島市鮎喰町二丁目	
徳島県立徳島工業高等学校		徳島市北矢三町二丁目	
徳島県立徳島商業高等学校		徳島市大和町二丁目	
徳島県立徳島中央高等学校		徳島市城東町一丁目	
徳島県立小松島高等学校		徳島市北矢三町一丁目	
徳島県立小松島西高等学校		小松島市日開野町	
		小松島市中田町	

名 称	位 置
<p>徳島県立勝浦高等学校                      徳島県立富岡東高等学校                      徳島県立富岡西高等学校                      徳島県立阿南工業高等学校                      徳島県立新野高等学校                      徳島県立那賀高等学校                      徳島県立水産高等学校                      徳島県立海部高等学校                      徳島県立鳴門高等学校                      徳島県立鳴門第一高等学校                      徳島県立板野高等学校                      徳島県立阿波高等学校                      徳島県立名西高等学校                      徳島県立鴨島商業高等学校                      徳島県立川島高等学校                      徳島県立阿波西高等学校                      徳島県立穴吹高等学校                      徳島県立脇町高等学校                      徳島県立美馬商業高等学校                      徳島県立貞光工業高等学校                      徳島県立辻高等学校                      徳島県立池田高等学校                      徳島県立三好高等学校</p>	<p>勝浦郡勝浦町                      阿南市領家町                      阿南市富岡町                      阿南市宝田町                      阿南市新野町                      那賀郡那賀町                      海部郡美波町                      海部郡海陽町                      鳴門市撫養町                      鳴門市撫養町                      板野郡板野町                      阿波市吉野町                      阿波市土成町                      名西郡石井町                      吉野川市鴨島町                      吉野川市川島町                      阿波市阿波町                      美馬市穴吹町                      美馬市脇町                      美馬市美馬町                      美馬郡つるぎ町                      三好市井川町                      三好市池田町                      三好市池田町</p>
<p>徳島県立盲学校                      徳島県立聾学校                      徳島県立板野養護学校                      徳島県立国府養護学校                      徳島県立鴨島養護学校</p>	<p>徳島市南二軒屋町二丁目                      徳島市中徳島町二丁目                      板野郡板野町                      徳島市国府町                      吉野川市鴨島町</p>
<p>その三 特別支援学校</p>	

徳島県立ひのみね養護学校  
徳島県立阿南養護学校

小松島市中田町  
阿南市上大野町

(徳島県奨学金貸与条例の一部改正)

**第八条** 徳島県奨学金貸与条例(平成十四年徳島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第九条** 徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年徳島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

**附 則**

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二十四号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

**第一条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十八年四月分から平成十九年三月分」を「平成十九年四月分から平成二十年三月分」に改め、「(以下「本則支給額」という。)」を削り、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「当該額に百分の十を乗じて得た」に改め、各号を削る。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(平成十八年徳島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項前段中「附則第五項」を「附則第六項」に改め、「定める額」の下に「(以下「差額支給額」という。)」を加え、同項後段中「当該人事委員会規則で定める額」を「差額支給額」に改める。

附則第五項を附則第六項とする。

附則第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第三項中「前項」を「附則第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額については、前項の規定を準用する。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

(平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額の特例)

3 平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額は、前項の規定にかかわらず、差額支給額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額

とする。ただし、地域手当の月額額の算定基礎となる差額支給額については、この限りでない。

**附 則**

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。



刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二十五号

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(徳島県行政手続条例の一部改正)

**第一条** 徳島県行政手続条例(平成七年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「留置場(警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)」を「留置施設」に改める。

(徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正)

**第二条** 徳島県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十号中「留置場」を「留置施設」に改める。

(徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正)

**第三条** 徳島県地方警察職員の特種勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第十三条第一項中「留置場」を「留置施設」に改める。

### 附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

徳島県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二十六号

徳島県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十一条第六項の規定に基づき、徳島県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

**第二条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

**第三条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、徳島県公安委員会が定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十七号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項を次のように改める。

五十五 道路交通法第八十九条第一項の規定に基づく運転免許試験

1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験

- (一) 道路交通法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千八百五十円
- (二) 道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 二千円
- (三) 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合 四千九百五十円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、八千六百五十円）

2 普通自動車免許に係る試験

- (一) 道路交通法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 二千百円

--	--

(二) 道路交通法第九十七条の二第二項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 二千五十円

(三) 道路交通法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合 二千四百円(同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千四百円)

3 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験

(一) 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 二千円

(二) 道路交通法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合 二千九百五十円(同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百円)

4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験

(一) 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 二千五十円

(二) 道路交通法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合 千六百五十円

5 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験

別表第一の五十五の二の項中「大型自動車仮運転免許」の下に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「二千五百五十円」を「三千九百五十円」に、「三千六百五十円」を「七千六百五十円」に改め、同表の五十六の項中「三千円」を「三千五百五十円」に改め、同表の六十の項中「二千八百円」を「三千三百五十円」に改め、同表の六十二の項を次のように改める。

六十二 道路交通法第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく審査

- (一) 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 二千元
  - (二) 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合 四千五百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七千七百円）
- 6 仮運転免許に係る試験
- (一) 道路交通法第九十七条の二第二項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 二千元
  - (二) 道路交通法第九十七条の二第二項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千六百五十円
  - (三) 道路交通法第九十七条の二第二項の規定の適用を受けない場合 三千百円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千七百五十円）

- 1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道路交通法第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく審査（以下この項において「技能検定員審査」という。） 二万四千七百円
- 2 普通自動車免許に係る技能検定員審査 二万五百円

	<p>3 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 一万四千 百円</p> <p>4 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） 一万二千四百五十円</p> <p>5 技能検定員審査を受けようとする者が次の（一）から（七）までに掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、それぞれ1から4までに定める額から、次に定める額を減じた額とする。</p> <p>（一） 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>（1） 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 四千五百五十円</p> <p>（2） 普通自動車免許に係る技能検定員審査 三千九百五十円</p> <p>（3） 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 千三百五十円</p> <p>（4） 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 四千六百円</p> <p>（二） 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>（1） 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 七千五十円</p> <p>（2） 普通自動車免許に係る技能検定員審査 六千七百五十円</p>
--	---

- (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千二百五十円
- (4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 七千九百五十円
- (三) 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となっている事項
  - (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千五百五十円
  - (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 千九百円
- (四) 自動車教習所に関する法令についての知識
  - (1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千五百五十円
  - (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 千九百円
- (五) 技能検定の実施に関する知識
  - (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 二千二百円
  - (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 千九百五十円
  - (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千五十円
- (六) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
  - (1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 二千二百円
  - (2) 普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 二千円
  - (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 二千円

別表第一の六十四の項を次のように改める。

六十四 道路交通法第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく審査

- 三千二百円
- (七) 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識
- 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査 二千七百五十円

- 1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る道路交通法第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく審査（以下この項において「教習指導員審査」という。） 一万五千六百五十円
- 2 普通自動車免許に係る教習指導員審査 一万二千五百十円
- 3 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 九千五百円
- 4 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） 一万三千三百円
- 5 教習指導員審査を受けようとする者が次の(一)から(七)までに掲げる審査細目についての審査を免除される者である

る場合にあつては、それぞれ1から4までに定める額から、次に定める額を減じた額とする。

(一) 教習指導員として必要な自動車の運転技能

(1) 大型自動車免許及び中型自動車免許に係る教習指導員審査 四千四百五十円

(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 四千円

(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千三百五十円

(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査 四千八百円

(二) 技能教習に必要な教習の技能

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千三百円

(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千三百五十円

(3) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査 二千円

(三) 学科教習に必要な教習の技能

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千二百五十円

(四) 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識

(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千四百五十円

<p>七十九 道路交通法第百八条の二第一項第五号の規定に基づく講習</p>	<p>別表第一の六十九の項及び七十の項を次のように改める。</p> <p>六十九 道路交通法第百八条の二第一項第四号の規定に基づく講習</p>
<p>1 大型自動二輪車免許に係る講習 講習一時間について四百五十円</p> <p>2 普通自動車免許に係る講習 講習一時間について二千四百五十円</p>	<p>(五) 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千四百五十円</p> <p>(2) 普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千二百五十円</p> <p>(六) 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 千四百円</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 千二百円</p> <p>(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 千五百円</p> <p>(七) 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査 二千七百五十円</p>

別表第一の七十一の項中「四千五百円」を「千三百五十円」に改め、同表の七十二の項中「千二百円」を「三千五百円」に改め、同表の七十三の二の項を削り、同表に次のように加える。

八十八 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第三項の規定に基づく同条第一項の規定による届出があったことを証する書面の交付 三千六百元

八十九 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく同条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付 千五百円

九十 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 千円

四千二百円  
2 普通自動二輪車免許に係る講習 講習一時間について  
四千円

別表第一の備考の七中「六十二の項の4の(一)及び(二)」を「六十二の項の5の(一)及び(二)」に、「同項の4の(一)及び(二)」を「同項の5の(一)及び(二)」に、「同項の1から3」を「同項の1から4」に改め、「更に」の下に「大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査については三千七百五十円を、」を加え、「千五百円」を「千五百円」に改め、「大型自動車第二種免許」の下に「、中型自動車第二種免許」を加え、「二千五百円」を「三千二百五十円」に改め、同表の備考の八中「六十二の項の4の(三)及び(四)」を「六十二の項の5の(三)及び(四)」に、「同項の1及び2」を「同項の1から3まで」に改め、「普通自動車免許に係る審査については」及び「、特定第一種運転免許に係る審査については三百五十円を」を削り、同表の備考の九中「六十四の項の4の(一)及び(二)」を「六十四の項の5の(一)及び(二)」に、「同項の4の(一)及び(二)」を「同項の5の(一)及び(二)」に、「同項の1から3」を「同項の1から4」に改め、「更に」の下に「大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査については三千四百五十円を、」を加え、「千二百円」を「千円」に改め、「大型自動車第二種免許」の下に「、中型自動車第二種免許」を加え、「二千円」を「二千九百五十円」に改め、同表の備考の十中「六十四の項の4の(四)及び(五)」を「六十四の項の5の(四)及び(五)」に、「同項の4の(四)及び(五)」を「同項の5の(四)及び(五)」に、「同項の1及び2」を「同項の1から3まで」に改め、「更に」の下に「大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査については百五十円を、」を加える。

**附 則**

1 この条例は、平成十九年六月二日から施行する。ただし、別表第一に八十八の項から九十の項までを加える改正規定は、同月一日から施行する。

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に規定する者に対する改正後の別表第一の五十六の項及び七十五の項の規定の

適用については、同表の五十六の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）第四条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表の七十五の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

購読料 一箇月（送料共）

千七百円

発行 徳 島 県

印刷 徳島県教育印刷株式会社